

## 富士川町教育振興計画

## 目次

1 章	総論	1
1. 1	計画策定の趣旨	
1. 2	計画の位置づけ	
1. 3	計画の期間	
2 章	町の概況	3
1. 1	人口・世帯の推移	
1. 2	保育・幼児教育	
1. 3	学校教育	
3 章	教育振興に向けた課題	10
4 章	教育振興の方向	13
1. 1	国の教育振興方針	
1. 2	県の教育振興方針	
1. 3	町の教育振興の方針	
1. 4	施策体系	
5 章	教育振興の施策	17
1. 1	家庭・地域・学校の連携	
1. 2	学校教育の充実	
1. 3	社会教育の充実	
1. 4	スポーツの振興	
1. 5	芸術・学術文化の振興	
6 章	計画の推進	30
	資料編	31

## 総論

## 1 章 総論

### 1. 計画策定の趣旨

中央教育審議会では、「あたらしい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方」についての答申を平成 15 年 3 月にまとめました。この答申を受け、教育改革についての検討が進められ、平成 18 年度、教育基本法が改正されました。また、この改正に伴い、概ね 10 年ごとに改訂される学習指導要領も平成 21 年に改訂されています。

教育基本法の改正に伴い、国は教育振興の総合的、計画的な推進を図るため基本的な方針と施策を示すため平成 20 年「教育振興基本計画」を策定しました。また、山梨県においても「ふるさとを愛し、世界に通じる人づくり」を基本理念とした「やまなしの教育振興プラン」を策定しました。

#### 教育基本法（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な振興を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなくてはならない。

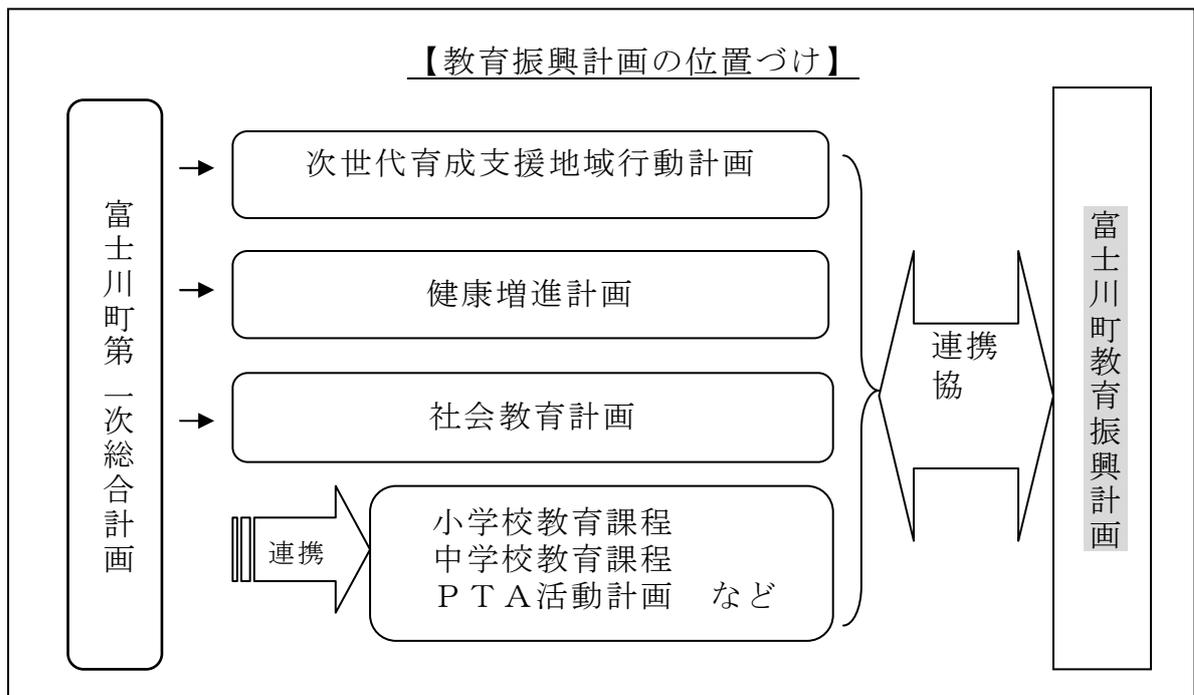
教育基本法の改正にともない、市町村においても国の教育振興施策をもとに地域の実情に応じた教育振興施策を示すこととなりました。

子どもたちがたくましく成長し、将来を担う人材へと育成するとともに、町に暮らす人々の自主的・主体的な学習機会の充実に向けた、中長期的な視点に立った今後の教育行政・教育活動の指針となる「富士川町教育振興計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

教育基本法 17 条に基づいて策定する、町の教育振興のための施策方針に関する基本的な計画です。

国や山梨県の関連計画と整合しつつ、新しい町の教育行政の基本的な方針を策定する必要があることから、第一次富士川町総合計画や各種法定計画、事業計画との整合性を図ります。加えて、町内の幼稚園・保育園、小・中学校、また、社会教育、社会体育等の運営方針とも連携しながら、地域住民と協働した教育への取り組みや活動方策などの指針を示します。教育の振興、豊かな人材の育成、芸術文化の振興、スポーツの振興など教育行政全般の共通理念の方向性や基本方策を位置づける計画です。



## 3. 計画の期間

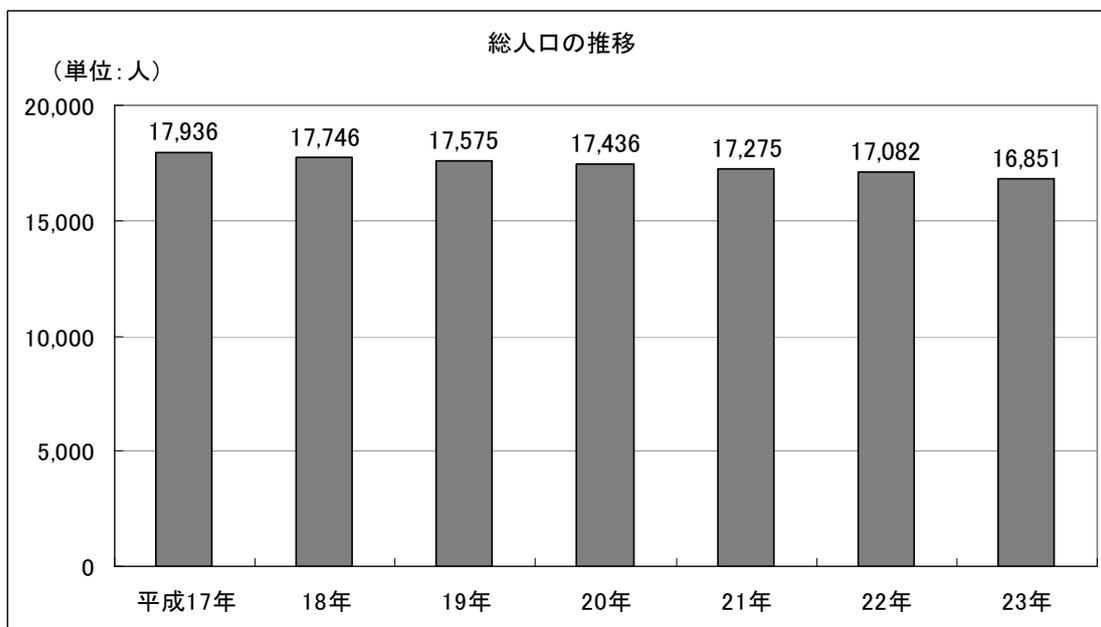
本計画の期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とします。ただし、計画期間中であっても社会状況や地域状況の変化等により見直しの必要が生じた際は、適宜計画を見直します。

## 町の概況

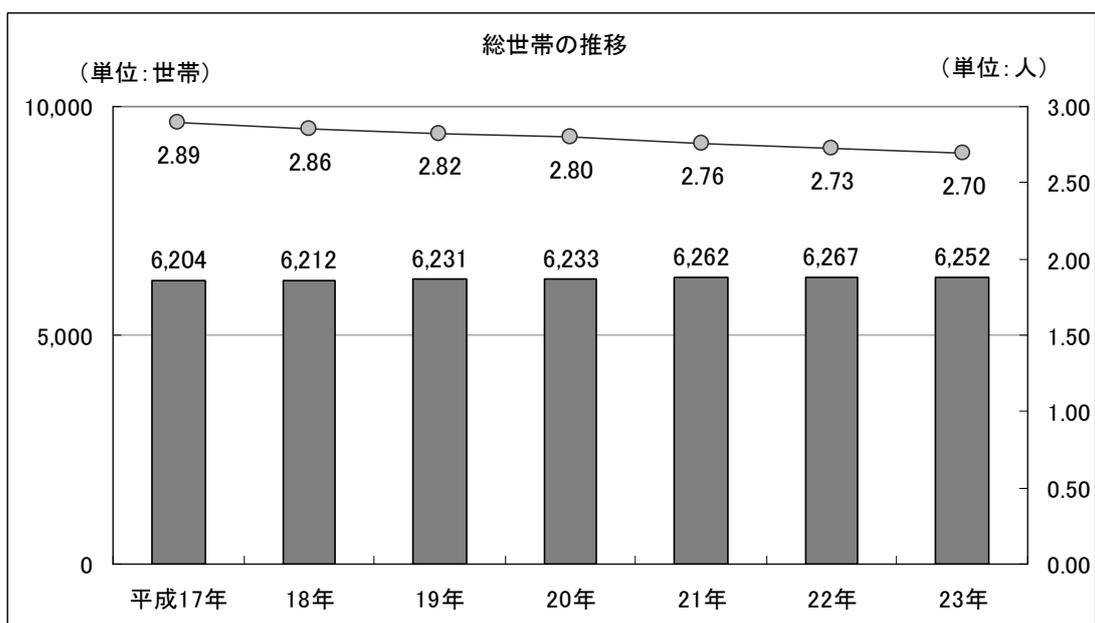
## 2章 町の概況

### 1. 人口・世帯の推移

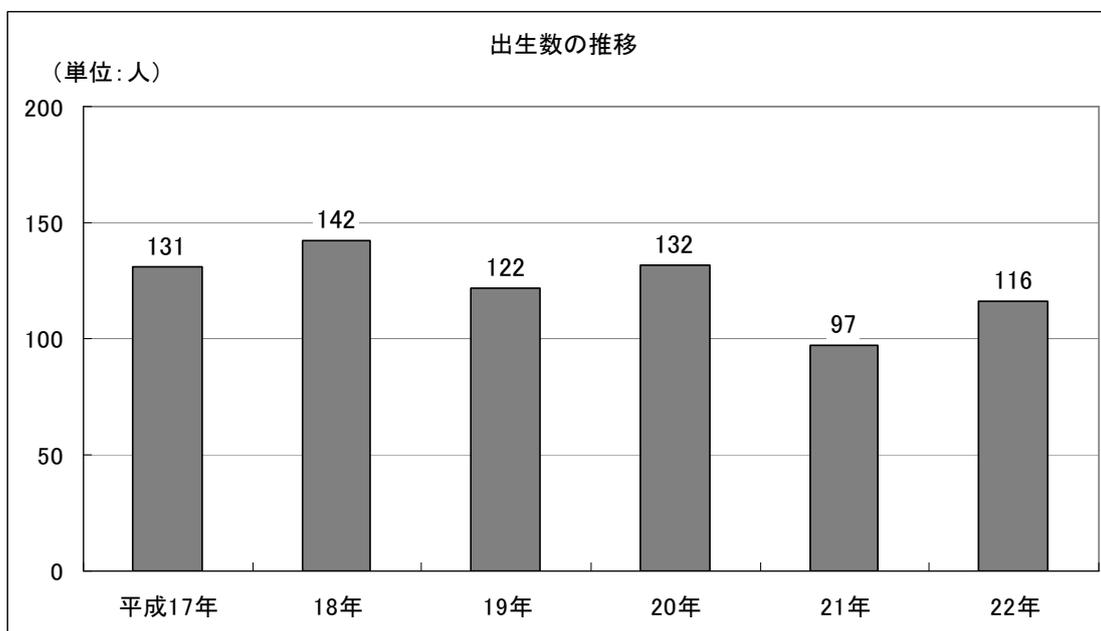
町の人口は、平成23年16,851人です。毎年減少で推移し平成17年の17,936人から1,085人の減少となっています。



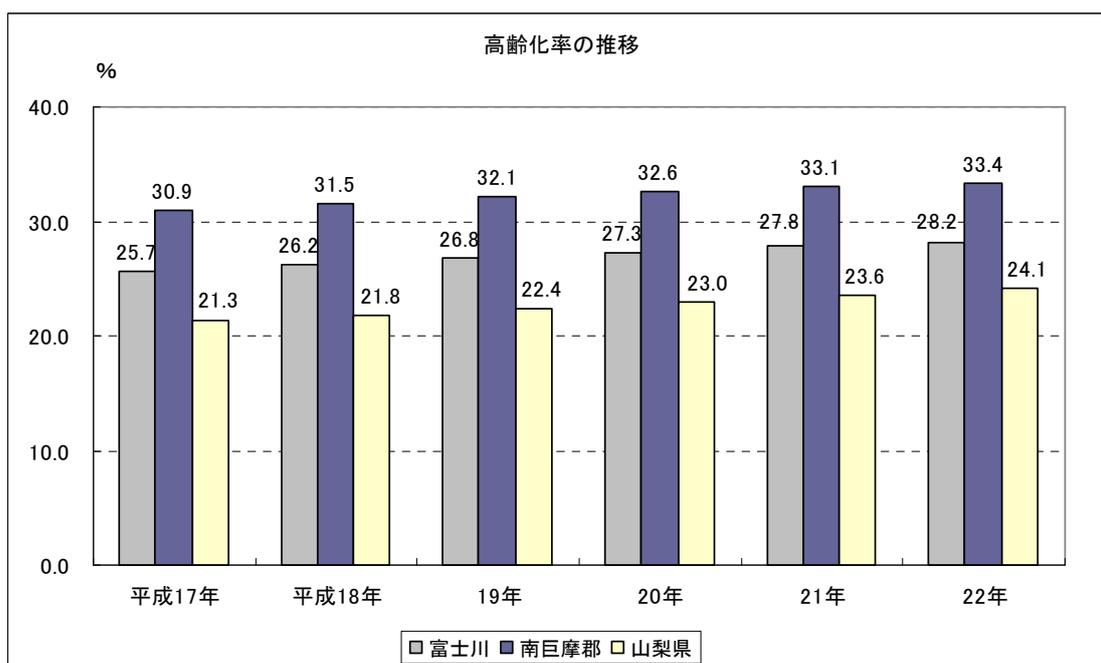
人口は減少傾向ですが、世帯数は微増傾向で推移し平成23年6,252世帯となっています。一方、世帯人員は減少傾向が続き、核家族化、単身世帯化が進んでいると推測されます。



出生数は、ここ 6 年間では平成 21 年の 97 人が最低となっています。年間出生数は 120 人程度での推移ですが、経年で見ると出生数は減少傾向となっています。

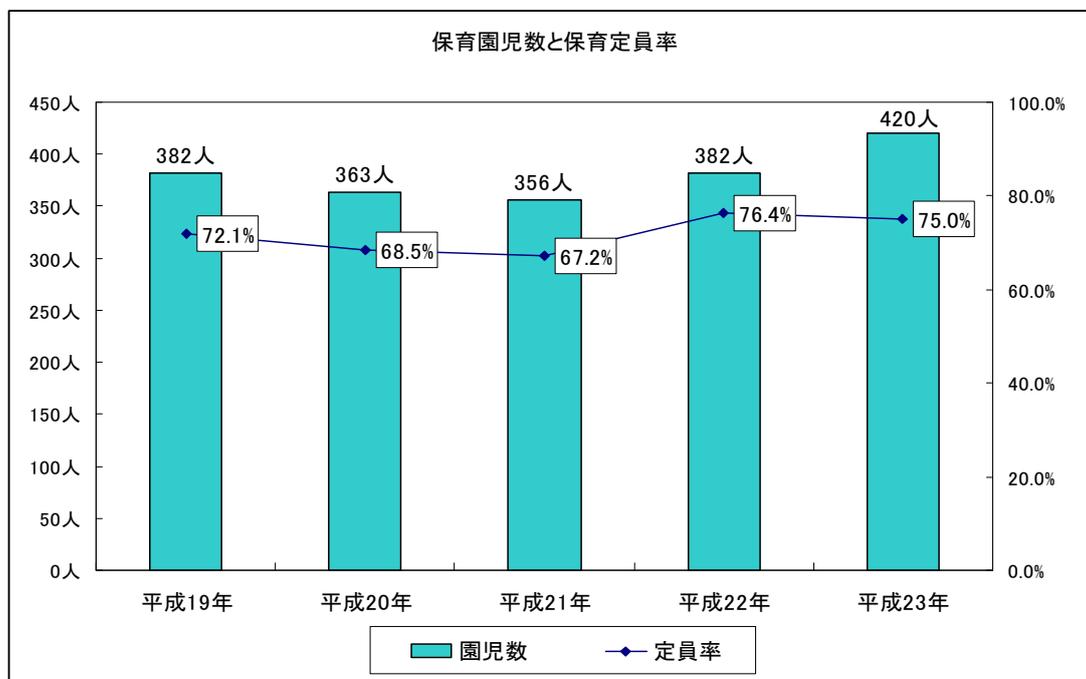


高齢化率(65歳以上人口比率)は、平成 22 年 28.2%で平成 17 年から年々高齢化率は高くなっています。県全体より 4 %程度高く、南巨摩地域全体より 5 %程度低くなっています。

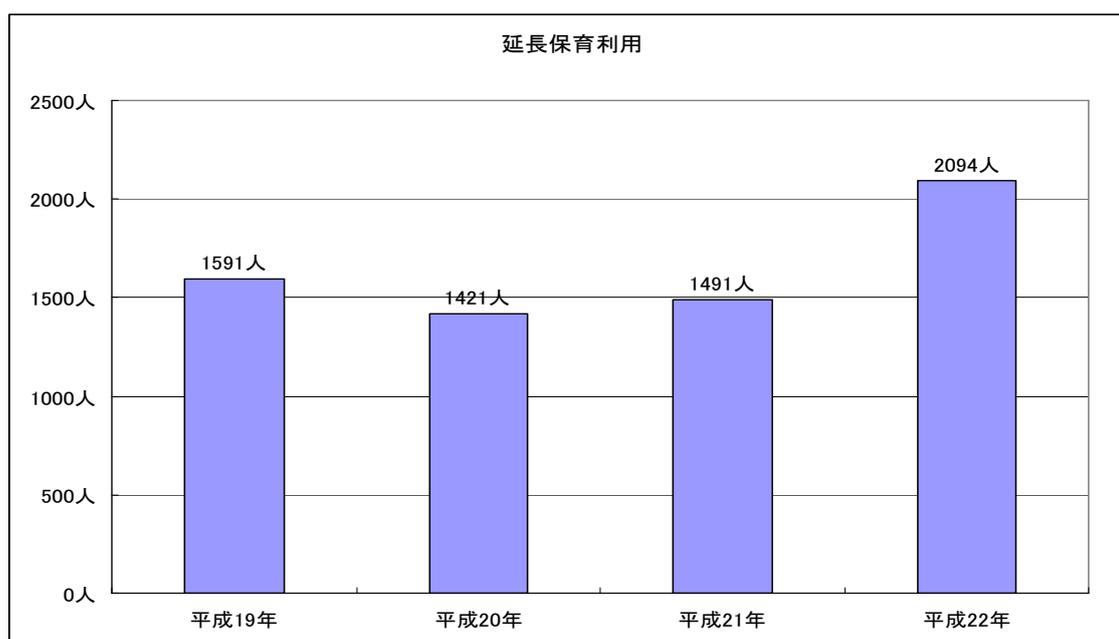


## 2. 保育・幼児教育

町内には、7 保育園（平成 23 年新設 1 箇所）があり、総定員数は、590 人となっています。園児数は、300 人台後半で推移していましたが、平成 23 年には 400 人を超えています。しかし、新規開設もあり、施設定員率は 75% で定員余力があります。



延長保育の利用（年間延べ）は、1,500 人程度の利用が、平成 22 年には 2,094 人の利用と急激に増加しています。



保育施設名	第 1	第 2	第 3	第 4
住所	天神中条 646	長沢 918	最勝寺 1362	青柳町 434
開所年度	昭和 36 年 4 月	昭和 50 年 4 月	昭和 36 年 4 月	昭和 36 年 4 月
基本保育時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30
乳児保育	1 歳児~	1 歳児~	1 歳児~	1 歳児~
休日保育	なし	なし	なし	なし
延長保育時間	7:30~8:30 16:30~19:00	8:00~8:30 16:30~18:00	8:00~8:30 16:30~18:00	8:00~8:30 16:30~18:00
施設職員数計	17 人	9 人	7 人	9 人

保育施設名	第 5	小室山	(私立) たんぽぽ子どもの家
住所	鰻沢 813	小室 3063	大久保 241-1
開所年度	昭和 40 年 6 月	昭和 39 年 1 月	平成 23 年 4 月
基本保育時間	8:30~16:30	8:30~16:30	7:30~18:30
乳児保育	1 歳児~	1 歳児~	2 ヶ月児~
休日保育	なし	なし	なし
延長保育時間	7:30~8:30 16:30~18:30	8:00~8:30 16:30~18:00	18:30~19:00
施設職員数計	11 人	2 人	12 人

	保育所 数	総定員数	入所児童数				合計	定員率
			0歳児	1~2 歳児	3歳児	4歳以 上		
→単位	箇所	人	人	人	人	人	人	
平成 19 年	6 箇所	530 人	1 人	54 人	102 人	225 人	382 人	72.1%
平成 20 年	6 箇所	530 人	5 人	60 人	78 人	220 人	363 人	68.5%
平成 21 年	6 箇所	530 人	2 人	76 人	89 人	189 人	356 人	67.2%
平成 22 年	5 箇所	500 人	0 人	94 人	117 人	171 人	382 人	76.4%
平成 23 年	6 箇所	560 人	3 人	114 人	89 人	214 人	420 人	75.0%

※開所している保育所及び児童数を記入。合併前は、旧町の合計数。

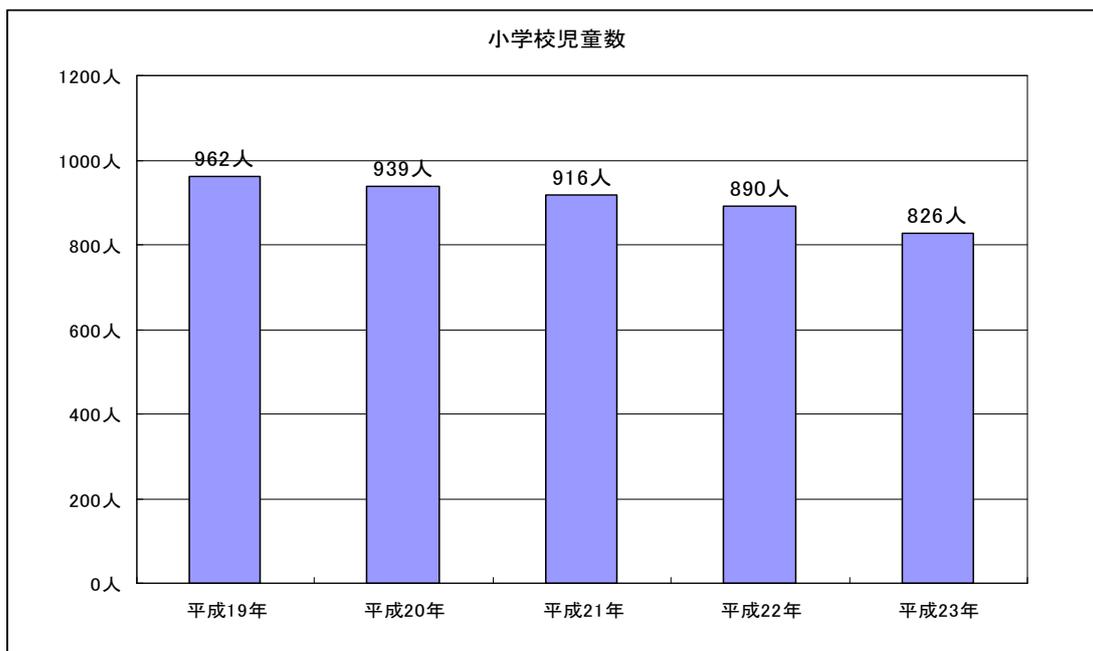
町内には、幼稚園が1園あり、定員数100%の通園児となっています。

施設名	峡南幼稚園
住所	富士川町青柳町 160
開所年度	昭和7年4月1日
基本開園時間	9:00~17:30
預かり保育の実施時間	8:00~9:00 17:30~18:00
施設職員数(施設長)	1人
施設職員数(教諭)	13人
施設職員数(その他)	4人
施設職員数合計	18人
認可園児定員数	100人
園児数計	100人

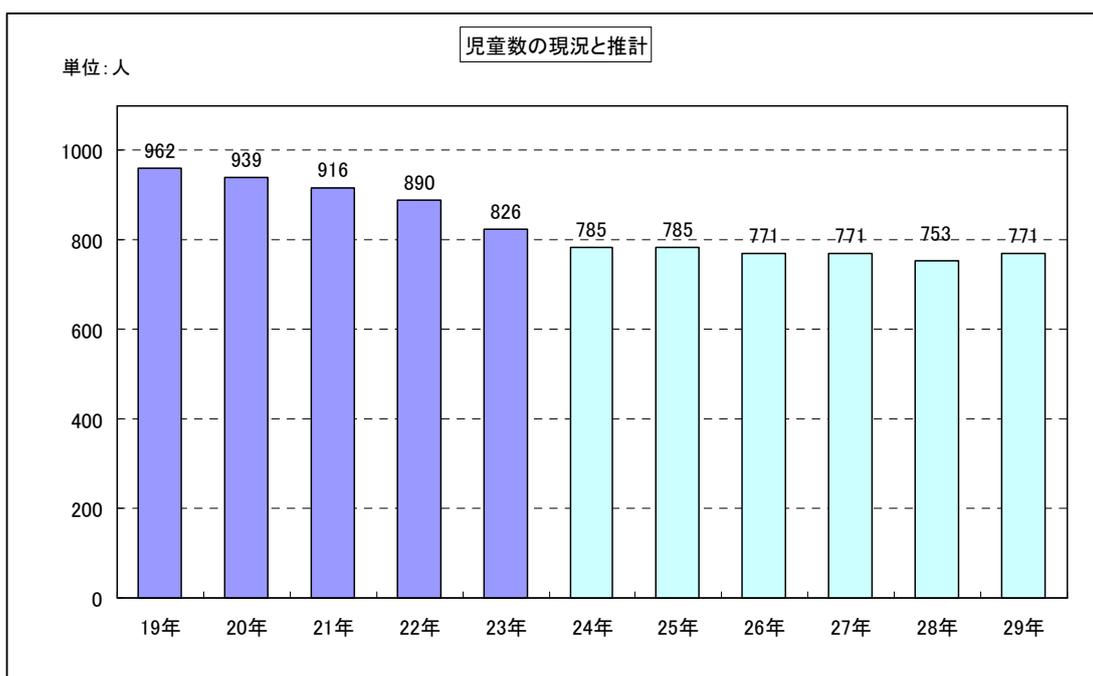
### 3. 学校教育

#### 《児童数の推移》

町内には、5校の小学校があり平成23年の総児童数は826人です。児童数の減少傾向が続き、平成19年の962人から5年間で約15%の減少となっています。



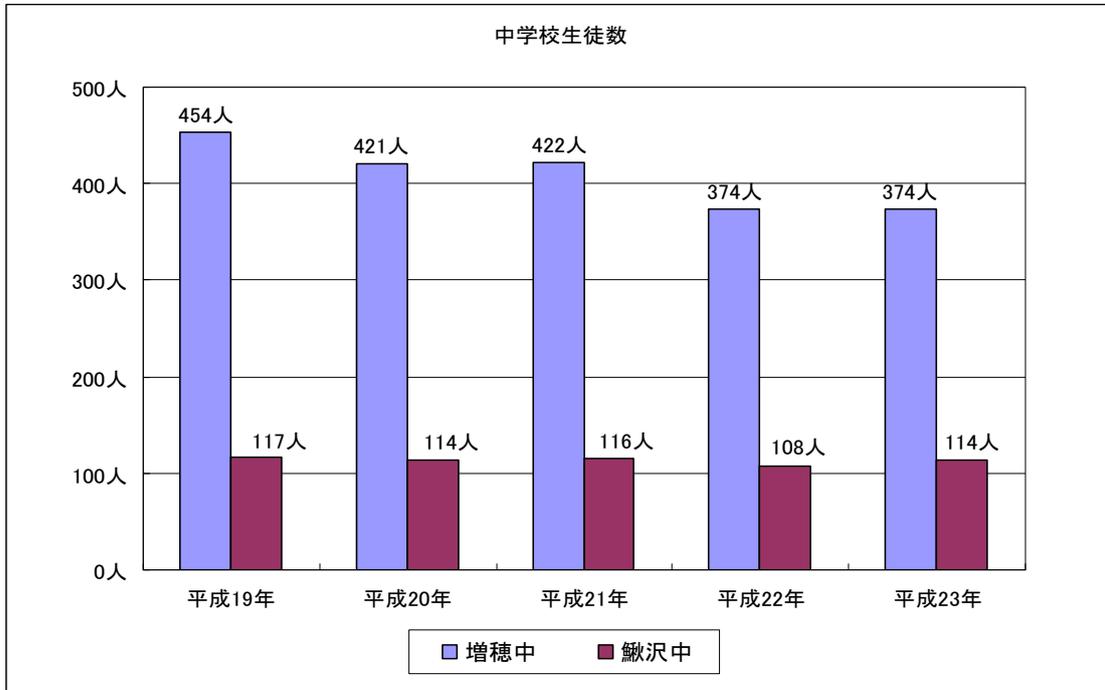
〈参考：児童数の推計〉



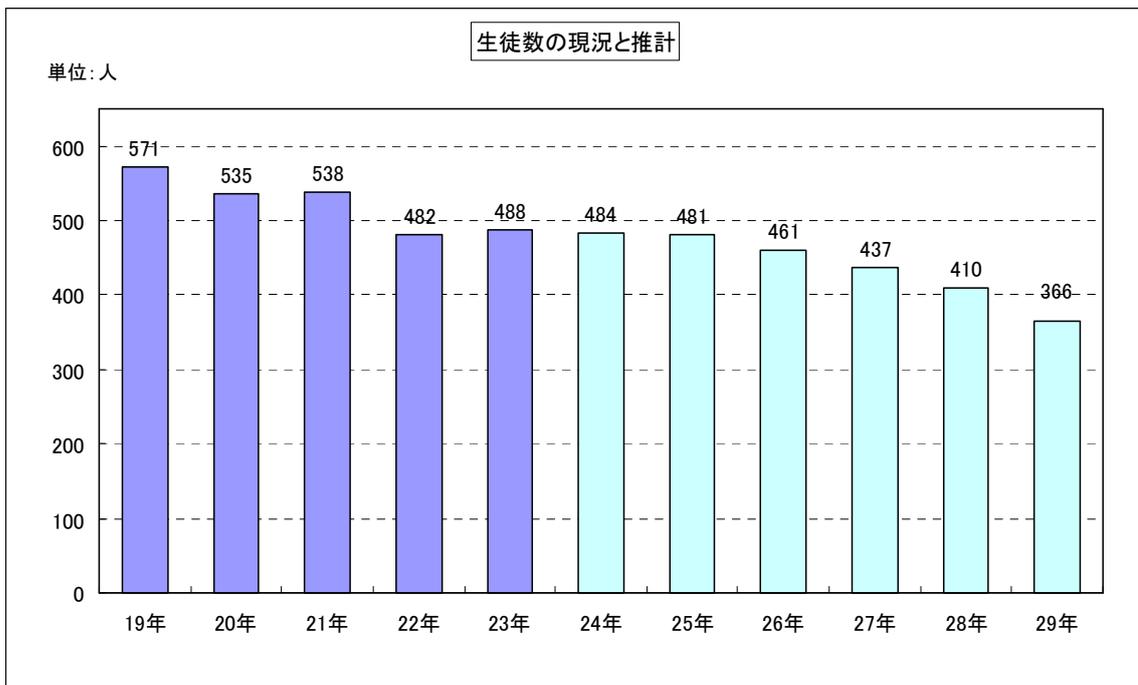
註) 平成24年以降は推計値

## 《生徒数の推移》

町内には、2校の中学校があり平成23年の総生徒数は、488人です。増穂中学での減少傾向が目立つ一方、鰺沢中学は概ね110人台での推移となっています。



〈参考：生徒数の推計〉



註) 平成24年以降は推計値

## 教育振興に向けた課題

### 3章 教育振興に向けた課題

#### 1. 家庭環境や保護者の状況の多様化への対応

旧来の農山村や商店街などに見られた多世代家族が少なくなり、核家族、ひとり親家庭、祖父母家庭での養育など、子どものいる世帯の家庭環境が多様化しています。一方、女性の社会進出も進み、専業主婦の割合も少なくなっています。また、近年の経済不況の影響で各家庭の経済状況も様々になっています。

それに伴い、保護者の教育への考え方も変化しています。加えて、子どもや教育問題への関心の有無だけではなく、関心があっても子どもと向き合う時間がない、経済的ゆとりがないなど保護者の状況も多様化しています。そのため、子どもの教育問題を考える際、子どもだけでなく、その保護者や家庭環境なども含めた育成環境全体から検討する必要があります。

#### 2. 教育ニーズの多様化と役割分担の検討

幼少期は、のびのびと外遊びをして健康な身体づくりに主眼をおきたい、幼児教育の段階から早期学習を始めて、勉強ができる子に育てたいなど、保護者により様々な教育ニーズがあります。また、集団教育を原則とする学校に、子どもとの個別対応を求める保護者も存在します。生活習慣形成や礼儀、躰といった本来は家庭教育と思われる範囲のものが幼稚園・保育園、小学校等に求められる傾向があります。

教育ニーズは、保護者の数だけあるともいえます。教育ニーズが多様化しても、子どもの成長段階それぞれにおいて、身につけるべき事や習得すべき社会常識や基礎学力といったものは、時代に関わらず必要条件としてあるはずです。

教育のなかにも、自身での学び、保護者がすべき教育、学校ですべき教育、周囲の大人達が協力する教育などがあり、役割を明確にして教育を考える必要があります。

### 3. 地域社会、コミュニティの変化への対応

高度経済成長時代から核家族化が進みました。核家族化は、親の家を出て別の新しい住居で世帯をつくることになり、親世代からの近隣関係の継続、子ども時代からの近隣付き合いの継続が中断されることにつながりました。

また、サービス業や生活・福祉サービス関連産業が充実して生活の利便性が良くなり、近隣の互助・協力がなくても生きていけると錯覚するような社会環境になっています。

しかし、東日本大震災後、人々の意識にも変化が見られ、近隣支援や協力の重要性が見直されつつあるといわれています。

近隣住民の顔が見える地域づくり、声を掛け合える地域づくりを進めることが、地域の子育て支援、子ども教育への参画の第一歩になります。

### 4. 豊かな学びといきがづくりへの対応

町では、社会教育事業として学習機会の広報や情報提供、公民館等での学習機会の提供等を行っています。学習ニーズは多岐に渡り、多くの団体が活動していますが、団体の中にはメンバーの固定化や高齢化、役職者の不足といった問題を抱える組織もあります。

今後、高齢社会を迎えるにあたって、いきがいと人々との交流を持った豊かな人生を過ごせる地域となるよう、地域に根ざした社会教育団体や自主学習グループ、スポーツ団体の育成を支援し、幅広い学びの場づくりを進めることが求められます。

また、幼少期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた生涯学習ニーズを支援していく体制づくりを整備する必要があります。

### 5. 安全な地域づくりに向けた取り組み

通園・通学路の安全性の確保は、道路整備だけでなく、運転する一人ひとりの心掛けや通園・通学路の近隣に住む人の協力がなくては出来ないものです。また、子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、幼稚園・保育園、小・

中学校等の危機管理体制の整備とともに、地域で見守るという視点が大切です。

災害に対する子どもたちの安全安心のための防災教育も重要になっています。また最近、学校施設は教育施設の側面だけでなく、地域の緊急防災施設としての面でも見直されています。学校施設を地域防災の拠点として、避難機能や備蓄機能を整備する事も必要です。

教育振興の方向

## 4章 教育振興の方向

### 1. 国の教育振興方針

昭和22年の教育基本法制定から約60年間を経て平成18年12月に法律改正されました。改正された教育基本法では、前文で「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことを明記しています。

#### 教育の理念

- 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間
- 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民
- 我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す

#### 生涯学習の理念

- 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現

教育基本法の改正を受け、学習指導要領も平成21年から改訂されています。

#### 生きる力ー知・徳・体のバランスのとれた力

- 基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力

## 2. 県の教育振興方針

山梨県では、平成 21 年度を初年度とする「やまなしの教育振興プラン」を策定し、下記の基本理念と基本目標をもとに施策を展開しています。

### 基本理念

「ふるさとを愛し、世界に通じる人づくり」

### 基本目標

- 個性を生かし、生きる力をはぐくむ「やまなし」ひとづくり
- 豊かで潤いがあり、明るく活力に満ちた「やまなし」社会づくり

### 3. 町の教育振興の方針

本計画は、国や県の教育振興方針と整合性を保ちつつ、富士川町の地域特性も考慮し、まちづくりの基本指針である「富士川町総合計画」および関係する各種計画と整合性と連携を保ちながら、以下のような教育理念を定めます。

#### 〈町民憲章〉

人の絆と ぬくもりを大切に 共に働き 学び合い  
互いを認め 助け合う 笑顔あふれる 町をつくります

#### 〈総合計画の将来目標〉

理念

- 自然息づく きらめきの郷
- 心うるおう ふれあいの郷
- 人・もの集う ときめきの郷

将来像

- くらしと自然が輝く 交流のまち  
— “生涯” 快適に暮らせるまちをめざして—

#### 〈教育振興計画の理念〉

##### 基本理念

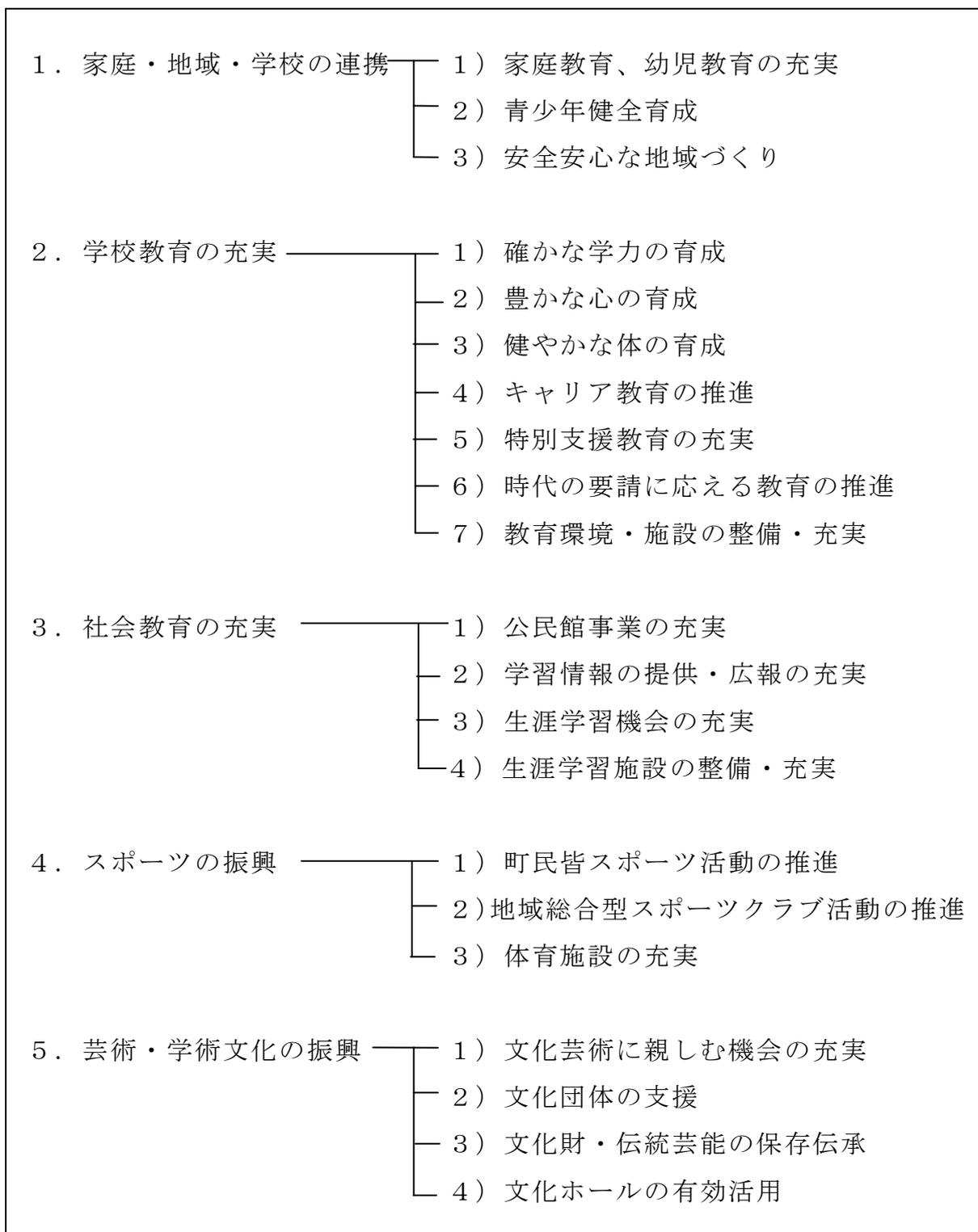
今を未来を力強く生きる「ふるさと富士川」人づくり

##### 基本目標

- ①生きる力を育み、確かな自己実現ができる「ふるさと富士川」人づくり
- ②自他が尊重され、文化の香りが漂う活力に満ちた「ふるさと富士川」社会づくり
- ③自然と伝統に学び、新たな歴史を拓く「ふるさと富士川」地域づくり

## 4. 施策体系

まちの教育理念「今を未来を力強く生きる「ふるさと富士川」人づくり」の達成に向けた取り組みとして、以下の施策体系に基づいて、関係機関との連携・協力のもと各種取り組みを展開します。



## 教育振興の施策

## 5章 教育振興の施策

### 1. 家庭・地域・学校の連携

#### 【施策の方向】

子どもの生活習慣や規範意識の形成など、子どもの人格形成の根底をつくる家庭教育についての情報提供や相談体制を充実します。また、保護者の学習会等の充実を図り家庭の教育力の向上をめざします。

加えて、地域や学校と連携し、子どもや青少年の健全育成に努めるとともに、交通事故や犯罪から子ども達を守るよう、地域の大人が一体となって安全・安心な子育て環境を整備します。

#### 【取り組み施策】

##### 1) 家庭教育、幼児教育の充実

- 幼児教育への経済的支援として就園奨励事業を推進し、幼児教育の振興を図ります。
- 家庭や地域との連携の中で、青少年の健全育成を考えるため区民会議の開催を継続します。
- 地域における育児相談の機会や親子の交流などの場づくりなどを通じて、相談支援体制の充実を図ります。
- 保育所、幼稚園、学校など関係機関との連携により、地域ぐるみで食育を推進します。
- 子どもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう家庭教育に関する情報提供や相談、学習機会を充実し、家庭での子育て力の醸成を図ります。
- 子どもの人間性豊かな人格や心の形成、育成を促すため、地域の大人と協働しながらさまざまな体験や交流活動を推進し、子どもに生きる力を育める環境づくりを推進します。

##### 2) 青少年健全育成

- 大自然の中での体験をとおした学びの場として、異年齢交流キャンプ等を開催します。
- 子どもクラブやスポーツ少年団などの団体活動を通じて、子どもたちの健全育成を進めます。
- 祭りやイベント、奉仕活動など地域行事への子どもと大人の参加を促進するなど、ふれあう機会の増加に努めます。
- 多くの大人たちが地域の子どもたちに温かい目を向ける機運を高め、健全育成に向けた取り組みを進めます。

### 3) 安全安心な地域づくり

- 児童生徒の安全確保のため、スクールガードリーダーの配置や登下校の安全確保のため110番の家連絡会と連携を図るとともに、小学生への防犯ブザーの配布を実施します。
- 夜間防犯パトロール・朝のあいさつ運動などにより、地域ぐるみの安全・安心への取り組みを促進します。
- 地域住民に対する児童虐待防止と通告義務、子どもの人権に対する意識の高揚を図ります。
- 警察署や関係団体との連携を図り、交通事故防止対策を推進します。
- チャイルドシートの正しい使用方法やその効果を啓発するとともに、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

## 2. 学校教育の充実

### 【施策の方向】

新しい学習指導要領に対応した基礎学力・体力の定着に努めるとともに、子どもたち一人ひとりの状況に合わせたきめ細かい授業運営や生活指導を充実します。また、富士川町の地域文化に触れる機会を充実し郷土意識を醸成するとともに、国際化の時代に対応した教育を推進します。

また、子どもの教育支援ニーズに合わせた適切な教育支援に努めるとともに、計画的な学校施設や学習備品の整備・充実に努めます。

### 【取り組み施策】

#### 1) 確かな学力の育成

- 小学校の各学年段階に応じた学習指導の充実のため、「読み・書き・計算」等の基礎的・基本的な知識や技能について、体験的な理解や繰り返し学習を重視し、発達段階に応じた習得に努めます。
- 小学校の各学年段階に応じた基礎的・基本的な力を定着させたいうえで、各教科等において、記録、要約、説明、論述、討論、観察、実験等の学習活動に取り組み、言語活動や理数教育の充実に努めます。
- 中学校においては、レポートの作成や推敲、発表、討論等の各教科において記録、要約、説明、論述等の言語活動の充実に取り組み、思考力・判断力・表現力の育成に努めます。
- 生徒の体験的な学習や知識・技能を活用する学習活動を充実し、問題解決的な学習や探究的な活動ができるよう、学習指導の工夫・改善と科学技術の土台である理数教育の充実に努めます。
- 分かりやすく楽しい授業を行なうための工夫、改善に努め、基礎的な知識や技能の定着を図ります。
- 課題解決型の学習テーマを積極的に導入し、習得した知識や技能を活用して、思考力・判断力・表現力をはぐくむ分かりやすく楽しい授業を行なうための工夫に努めます。

#### 2) 豊かな心の育成

- 生命の尊さを感じる心や思いやりの心、規範意識の向上など道德教育を推進します。
- いじめ、不登校等に対する取り組みの推進のため、いじめ問題の未然防止への対応や、不登校への対応を学校全体で取り組む体制を整えます。
- 読書活動の推進と拡充のため、一斉読書（朝読書等）や読み聞かせ等の実施、親子読書の呼びかけ、推薦図書を紹介に努めます。
- スクールカウンセラーや臨床心理士など、子どもから相談できる体制を充実します。

### 3) 健やかな体の育成

- 学校体育、スポーツの充実のため、教員の資質の向上に努めるとともに、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行い、生涯にわたって積極的に運動に親しむ習慣や意欲・能力の育成、体力の向上を図ります。
- 食育の推進のため、朝食の摂取等、望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、「学校における食生活推進のための指導手引き」に沿って、栄養教諭・学校栄養職員が中心となり、学校の全職員が協力して、食に関する指導全体計画及び年間指導計画を作成します。
- 安全教育を推進するため、防災計画に基づき、防災に関する知識・理解を深める指導を徹底するとともに、防災訓練の充実を図ります。

### 4) キャリア教育の推進

- 児童が主体的に進路を選択・決定できる能力を培うために必要な、知識、態度、価値観等の系統的習得を図り、望ましい勤労観・職業観を身につけるよう小・中学校を通し発達段階に応じた体系的な取り組みを行ないます。

### 5) 特別支援教育の充実

- 一人ひとりの子どもの的確な実態把握をもとに、それぞれのニーズに応じた教育の充実を目指します。また、校内委員会を組織し、特別支

- 援コーディネーターを中心に、必要に応じて「個別の指導計画」・「個別の教育支援計画」を作成し一貫した支援体制の整備を進めます。
- 相談支援体制の整備を推進し、保育所や幼稚園および子育て支援課と連携し、適正就学を推進します。

#### 6) 時代の要請に応える教育の推進

- 総合的な学習の時間を活用し、ふるさとの歴史や伝統文化を学び、ふるさとに対する誇りと愛情を培います。
- 外国の生活や文化等に親しみながら、児童が英語に触れコミュニケーション能力が育成される小学校の外国語活動を推進します。
- 環境教育の充実のため、総合的な学習の時間をはじめ、さまざまな授業における学習や省エネ活動等の活動をとおして環境問題への理解を深めるよう努めます。
- 情報教育の充実を図るため、教員のICT活用指導力の向上を図り、分かりやすい授業づくりに努めます。

#### 7) 教育環境・施設の整備・充実

- 複式授業の解消や児童生徒へのきめ細やかな教育推進のために、町単講師や支援員の配置に努めます。
- 老朽化が進む学校施設の改修を進めるとともに、エアコン設置や太陽光発電設置等の教育環境の整備に努めます。
- 災害の発生に備え、防災用品の整備や地域の避難所としての機能の充実に努めます。

### 3. 社会教育の充実

#### 【施策の方向】

誰もが興味と関心に応じて、生涯に渡って学ぶことが出来るよう、身近な地区公民館事業の充実を図るとともに、社会教育メニューの一層の充実に努めます。

また、学習情報の提供体制の充実や広報などにより、学びのキッカケや参加機会を拡充し、あわせて自主学習活動の促進や支援体制の充実を図ります。加えて、生涯学習の活動拠点、情報拠点となる施設の計画的な整備・充実につとめます。

#### 【取り組み施策】

##### 1) 公民館事業の充実

- 移動公民館・成人セミナー・活動実践発表会などを開催し、公民館活動の充実を図ります。
- 地区公民館が各種集会や地域の学習拠点として機能するよう、修繕整備に向けた改修事業費補助金制度による助成を行います。

##### 2) 学習情報の提供・広報の充実

- 他市町との情報の共有化を進め、情報の収集・提供を行うとともに、広域的な人々の交流や口コミ等よって参加者への情報提供を行います。
- まなびネットワークなどの方法で他市町等の情報を提供し、学習相談体制を整えます。
- 各種生涯学習講座や教室などへの参加を促進するため、既存の情報提供媒体の充実を図りながら、幅広い学習情報の提供と啓発に努めます。
- 町民会館や地区公民館などで、特色と魅力ある各種教室、講座の充実と推進を図ります。
- 情報化社会の進展など急速に社会が変化する中で、IT時代に相応しい情報教育の充実と推進を図ります。

##### 3) 生涯学習機会の充実

- 文化協会との共同事業を展開すると共に、寺子屋学級などを開催します。
- 社会教育関係団体や地域・学校の各機関と連携し、人材や施設等の相互活用をしながら、プログラムを開発します。
- ライフステージ別の学習課題や性別などに対応して、新たな学習の糸口になるよう学習機会の提供に努めます。
- 自主活動を行うグループ内での活動のみならず、団体間の交流機会等も自立した活動になるように交流事業を今後も積極的に進めながら、生涯学習指導者、ボランティアの養成を図ります。
- 成人を対象とした各種講座など学習機会の拡充をはじめ、学習効果を高めるための学習形態、方法などの改善を進めます。
- 多様化、高度化する町民の学習意欲を満たし、いつでも、どこでも、だれもが互いに教え学びあえる学習プログラムに努めます。
- 教育機関などとの連携を密にし、幼児期から高齢期までの各時期や成長過程に対応した学習機会を提供します。
- 問題解決を目指して、自主活動の意識の高揚に努め、自ら企画し自ら学ぶ活動の支援や団体などの組織化を促進するなど、参加型の学習活動の推進を図ります。
- 町内で活動する団体やサークルを把握し、情報の提供などの啓発活動を推進するとともに、指導者の発掘や団体の育成を図るほか、ボランティア指導員として、町の生涯教育事業への運営を促します。
- 高齢者教室や団体、サークルなどの自主活動を促進するとともに、地域ボランティア活動への積極的な参加を促進します。
- 社会教育主事等の生涯教育推進の担い手となる指導者層の拡充を図り、文化ボランティアの育成、活動など、人材の確保を重点に、適切な指導と町民の学習意欲に応える指導体制の確立に努めます。
- 学校などの教育機関、関係諸団体との連携、情報交換により、推進体制の強化に努めます

#### 4) 生涯学習施設の整備・充実

- 地域の学習拠点でもある町民会館の耐震改修計画と同時に、図書館のフロア拡充など利用環境の整備を進めます。

- 多様化、高度化する学習ニーズに対応し、町民の生涯にわたる自主的、自発的な学習活動を支援するため、公民館と図書館、児童館機能を併設した複合型の生涯学習施設を整備し、学習環境の充実を図ります。

## 4. スポーツの振興

### 【施策の方向】

町民の誰もが体力や年齢に応じてスポーツを楽しめるよう、地域総合型スポーツクラブ活動を充実します。また、競技スポーツはもとより、健康増進のためのスポーツや運動メニューの充実など日常生活に身近なスポーツ環境づくりを進めます。

また、体育協会等と連携し団体活動の支援や団体間の交流活動を促進するとともに、指導者の発掘・育成に努めます。また、活動のための施設の整備・充実を計画的に進めます。

### 【取り組み施策】

#### 1) 町民皆スポーツ活動の推進

- 町内スポーツ団体へ町から情報提供などの支援を行い、町民のニーズを把握し各種スポーツ事業の見直しなどを行います。
- 県主催の各種スポーツ・レクリエーション指導者講習会などを活用し、指導者の養成と強化を図ります。
- 地域住民が生涯を通してスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、情報の提供や各種スポーツ教室を開催します。
- ファミリースポーツを普及し、生涯にわたるスポーツ活動の推進のため、町民スポーツ大会や競技種目別・地域ごとの大会などの充実を図ります。
- 各種スポーツ教室などへの参加を促進するために、既存の情報提供媒体の充実を図りながら、幅広い学習情報の提供と啓発に努めます。
- 公民館活動などと連携して、健康づくり教室などの地区単位レベルでの開催を促進します。
- スポーツ・レクリエーション活動の普及や指導活動の中核である体育協会をはじめ、自主活動団体、グループの育成に努めます。

#### 2) 地域総合型スポーツクラブ活動の推進

- かじまるスポーツクラブの育成のための、支援を行います。

- 各種スポーツ教室の継続、充実に努めるほか、「いつでも、どこでも、だれもが」楽しめる生涯スポーツの研究、普及に努めます。
- 自主的なスポーツサークルの育成に努め、活動内容の充実を図ります。
- 指導者の養成やスポーツ指導者バンクの活用など、指導体制を充実し、普及を図ります。
- 子どもから大人までがスポーツ観戦などを通じて、スポーツへの関心を喚起させ、地域とのコミュニケーションを大切にしながらスポーツの振興、普及などを図ります。
- 地域に密着した指導者や専門的知識や技術を有する指導者の養成、確保を図ります。また、既存の活動団体における後継者の養成、確保に努めます。

### 3) 体育施設の充実

- 富士川水辺空間を活用した陸上競技場やサッカーグラウンドなどの、総合運動公園建設について検討します。
- 野球場・ソフトボール場・テニスコート・弓道場等の利用促進のため、施設の整備と管理運営体制の充実を図ります。
- 効果的で安全、気軽にスポーツ・レクリエーション活動が楽しめるよう、既存施設の装備・器具などの充実に努めます。
- 屋内運動場など学校体育施設の夜間、休日などにおける社会体育活動への開放をより一層促進します。
- スポーツ活動を推進するため、体育施設の整備、充実を図るとともに、指導者の育成、確保に努めます。

## 5. 芸術・学術文化の振興

### 【施策の方向】

心のゆとりと豊かさを育み実感できるよう、優れた文化や芸術にふれ合える機会づくりに努めます。また、既存の文化団体の支援および自主活動の育成を図るとともに、指導者やリーダーとなる人材の発掘・育成を支援します。

加えて、郷土への愛着と魅力あるふるさとづくりを進めるため、文化財の保存や伝統芸能、祭事の保存と継承について検討します。

### 【取り組み施策】

#### 1) 文化芸術に親しむ機会の充実

- 既存の情報提供媒体の活用により、町民の文化意識の醸成や高揚に努めるとともに、文化事業に関する情報を積極的に提供し伝達を図ります。
- 芸術・文化を通して近隣市町との交流を促進し、児童の交流、町民の交流へと発展させ、イベントや相互研修の開催などにより文化交流を図ります。
- 芸術文化の創造や表現の機会である作品展示、発表会などの場の提供に努め、地域住民が積極的にできる住民参加型文化活動を推進します。
- 町民ニーズに応えた芸術・芸能の鑑賞機会を提供します。
- 町の文化人の発掘・育成の場として、また、町を町外にアピールする場として、町民主体の文化活動を推進します。

#### 2) 文化団体の支援

- 文化協会などの地域活動の母体となる団体の育成や支援に努めます。
- 自主活動グループや地域芸術家の育成や援助に努めるほか、活動を発表、実践する機会の拡充に努めます。
- 各種文化団体・グループの交流の機会を設け、連携を強めるとともに、日常の自主的な文化活動の支援に努めます。また、文化活動に指導・助言を行う指導者の養成と人材の確保に努めます。

- 芸術・文化関係団体等と密接な連携を図りつつ、文化に関する学習機会や文化行事、活動状況などの文化情報の収集・提供に努めます。
- 行政と文化団体の一層の協力のもと、地域に根ざした活発な文化活動を行うための財源確保の方策を検討します。

### 3) 文化財・伝統芸能の保存伝承

- 文化財の管理・保護のための支援を行います。
- 有形・無形の埋もれている文化財の発掘に努めるとともに、調査・研究を進め、その保護と活用を図ります。
- 文化財の公開や資料・情報の提供を通じて、文化財愛護思想の啓発に努めます。
- 指定文化財をはじめとする貴重な文化遺産を後世に継承し、保存・活用するため、所有者等には文化財保護事業の活用を通じ維持管理に努めます。
- 伝統文化・郷土芸能の保存・継承のため、保存会などの存続により、後継者の確保・育成に努めます。
- 子どもたちにもその楽しさを教えられる各種活動・交流の場や成果の発表の場を提供します。
- 地域文化の活動を支え、発展させる人材の育成や確保を図るために、各種研修活動を展開するほか、高度な知識や技術をもつ人材の育成に努めます。
- 民俗芸能文化の継承を図るために、学校教育などと連携した後継者の確保や育成、保護団体への助成に努めます。
- 富士川舟運などの貴重な歴史的文化的資料を収集して保存を図るとともに、その活用を特別企画展の開催などにより、文化遺産の愛護思想の高揚と啓発に努めます。
- 老朽化しつつある町指定有形文化財の修復や保全に努めるとともに、町民の文化遺産の保全と活用に関する意識の高揚を図ります。

#### 4) 文化ホールの有効活用

- 町民の生活を豊かにするため、身近な芸術文化情報を提供するとともに、町民の文化創造の場や発信の場としての文化ホール活動に努めます。
- 住民参加型事業の充実を図るため、体制づくりや活動内容・実施方法などを工夫します。
- 優れた舞台芸術・芸能鑑賞会などの積極的な提供に努めるとともに、効率的な運用を目指します。
- 福祉・観光・商工などとの連携による芸術文化の振興を図ります。

## 6章 計画の推進

### 1. 住民の参加と協働による推進

教育は、家庭・地域・学校の連携と住民の参加、また生涯を通じた学びの意識と協働で取り組むことが大切です。住民の一人ひとりが、様々な形で教育や学びの場に参加し関わりを持つことが計画の推進のためにも重要になります。

教育に関係する人だけではなく、子どもとその保護者、地域の様々な団体や組織、行政等が連携しながら住民の参画のもと教育施策を推進します。

### 2. 計画の進捗状況の評価と報告

計画の進捗状況を把握し評価することにより、より実行性の高い柔軟な対応ができる計画になります。

このことから、計画の進捗状況を「富士川町教育委員会の事務の点検及び評価」で総合的に評価し、計画推進の課題などを把握し、その対応を検討していきます。

### 3. 住民への周知と啓発

教育振興計画は、子どもや保護者、保育園や幼稚園、学校、地域、文化団体、スポーツ団体等多くの住民の協力により推進する計画です。そのため、計画を広く住民に広報するとともに、計画推進への参加と協力を啓発します。

### 4. 庁内連携の体制整備

教育振興計画の推進のためには、教育委員会だけではなく庁内の関係各課との連携と協力が欠かせません。他部署の事務・事業との調整を図り、効果的・効率的な事業の推進に努めます。

資料編

## 資料編

### 1. 策定の経過

23年	
6月	各種資料・データ収集、整理
7月	
8月	2日 - 第1回計画策定委員会 24日 - 地域懇談会（鯉沢地区） 於：教育文化会館 - 32名参加 26日 - 地域懇談会（増穂地区） 於：教育文化会館 - 39名参加
9月	6日～20日 教育関係、文化・体育関係の各団体に意見シートの配布
10月	
11月	7日 - 第2回計画策定委員会
12月	22日 - 教育委員会へ骨子案報告
24年	
1月	11日 - 第3回計画策定委員会 18日 - 学校経営研究会（施策について検討）
2月	17日 - 庁内検討会 27日 - 第4回計画策定委員会
3月	日～日 - パブリックコメント 日 諮問・答申

## 2. 計画策定委員会設置要綱

### 富士川町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

#### (目的及び設置)

第1条 富士川町における教育振興の基本的な計画を策定するにあたり、富士川町教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (組織)

第2条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) P T A関係者

(2) 学校関係者

(3) 社会教育関係者

(4) 学識経験者

(5) その他教育委員会が必要と認める者

#### (任期)

第3条 委員の任期は、富士川町教育振興基本計画の策定が終了するまでの間とする。ただし、前条第2項第1号及び第2号に掲げる委員が、選任当時の職及び役職を離れるに至ったときは、当該委員は、委員の職を辞職したものとみなす。

2 前項ただし書きの規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初の委員会は教育長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月11日から施行する

### 3. 策定委員名簿

区分		所属等	役職等	氏名	備考
PTA 関係	1	町連 P 代表	増中 P 会長	金丸 芳之	
	2	母と女教師の会	鯉小 P 副会長	田中 江美	
学校関係者	3	校長会代表	鯉沢小校長	望月 眞	
	4	教頭会代表	鯉沢中教頭	遠藤 一	
社会教育関係者	5	社会教育委員の会	委員長	青柳 秋夫	
	6	公民館運営審議委員	会長	鈴木 昭吾	
	7	文化財保護審議会	会長	浅川 菊吉	
	8	青少年関係団体	町民会議会長	依田 茂	
	9	文化協会	会長	澤登 昭文	委員長
	10	女性団体連絡協議会	会長	堀内 春美	
	11	体育指導委員協議会	会長	杉田 洋一	
	12	体育協会	会長	秋山 義宏	
学識関係者	13	老人クラブ連合会	会長	斉藤喜久雄	
	14	町議会教育厚生常任委員	委員長	秋山 貢	
	15	主任児童委員	民生委員副会長	斉藤 光江	
	16	保育所保護者連合会	会長	中込 洋雄	
	17	幼稚園	園長	徳田 隆二	副委員長
	18	高等学校	前校長	望月 正人	

事務局	19	富士川町教育委員会	教育長	堀口 広秋	
	20	〃	課長	望月 親人	
	21	〃	〃	川手 貞良	
	21	〃	リ-ダ-	河原 恵一	
	22	〃	〃	樋口 一也	
	23	〃	〃	西川 修司	

附属資料 教育基本法の改正  
学習指導要領の改正

約 8 ページ